



第7回 定時株主総会招集ご通知

2020年4月1日▶2021年3月31日

SHINWA CO.,LTD.

新型コロナウイルス感染症への対応について

- ①株主総会開催時点での新型コロナウイルス感染症の発生状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ②ご来場なさらずに議決権を行使していただく方法として、同封の議決権行使書面またはインターネットによるご利用もご検討をお願い申し上げます。
- ③会場では、運営スタッフのマスク着用やアルコール消毒液の設置などの感染予防対策をさせていただきます場合がございます。
- ④会場受付にて非接触型体温計による検温のご協力をお願いする場合がございます。37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限などをさせていただきます。
- ⑤会場内にて体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフよりお声がけさせていただく場合がございます。
- ⑥会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置とし、余裕をもった着座を推奨させていただきます場合がございます。
- ⑦今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記のウェブサイト内においてお知らせいたします。
<http://ir.shinwa-jp.com/>

日 時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

岐阜県大垣市万石二丁目31番地
大垣フォーラムホテル
2階 旭光の間

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

※株主総会にご出席の株主様へのお土産の贈呈は取り止めております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

 **信和株式会社**

証券コード：3447

Our Mission

私たちの理念

私たちは、製品・サービスを通じて大切な「命」を守ります。

私たちは、社員のやる気を応援し、「夢と未来」の実現を支えます。

Our Vision

私たちの目標

私たちは、お客様から信頼される企業を目指します。

私たちは、お客様とともに成長を続けます。

目次

- | | | | |
|----|--------------------------------------|----|---------------------|
| 1 | ■第7回定時株主総会招集ご通知 | 27 | 4. 会社役員に関する事項 |
| 3 | 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて | 33 | 5. 会計監査人に関する事項 |
| 4 | QRコードを読み取る方法
「スマート行使」による議決権行使について | 34 | 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針 |
| 5 | ■株主総会参考書類 | 35 | 連結財政状態計算書 |
| 5 | 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 | 36 | 連結損益計算書 |
| 11 | 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 | 37 | 連結持分変動計算書 |
| 14 | ■事業報告 | 38 | 貸借対照表 |
| 14 | 1. 企業集団の現況に関する事項 | 39 | 損益計算書 |
| 22 | 2. 会社の株式に関する事項 | 40 | 株主資本等変動計算書 |
| 24 | 3. 会社の新株予約権に関する事項 | 41 | 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 |
| | | 43 | 会計監査人の監査報告 |
| | | 45 | 監査等委員会の監査報告 |

証券コード3447
2021年6月9日

株 主 各 位

岐阜県海津市平田町仏師川字村中30番7

信和株式会社

代表取締役社長 山田 博

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、議決権行使書の郵送または3～4ページ記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	岐阜県大垣市万石二丁目31番地 大垣フォーラムホテル 2階 旭光の間 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第7期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件</p> <p>2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件</p> <p>第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p>

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権の重複行使について
 - ① インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ② インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.shinwa-jp.com/>) に掲載させていただきます。

以 上

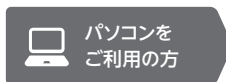
電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

1. インターネットをご利用される皆様へ



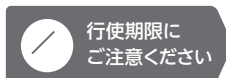
スマート
フォンを
ご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインQRコード」を読み取りいただくことにより、スマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。詳しくは、次ページ及び同封の「スマート行使の使い方」リーフレットをご覧ください。



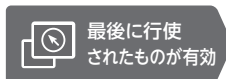
パソコンを
ご利用の方

パソコンからの議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



行使期限に
ご注意ください

インターネットによる議決権行使は、株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに行使されますようお願いいたします。



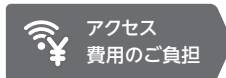
最後に行使
されたものが有効

インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネット
議決権を優先

インターネットと議決権行使書用紙の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



アクセス
費用のご負担

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。



インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話 0120-652-031 (フリーダイヤル)
[受付時間 9:00~21:00]

2. 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましても、議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社の株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」による議決権行使について

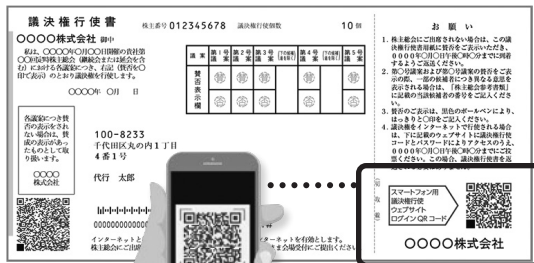


スマートフォン用議決権行使の方法

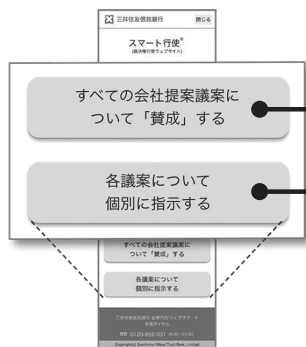
専用の「QRコード」をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取って、議決権行使を簡単に行えます。

ステップ1

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

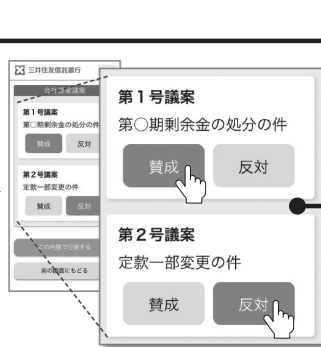


ステップ2



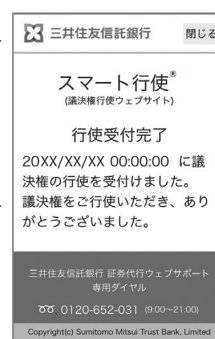
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

ステップ3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

ステップ4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使が完了します。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、当社は下記のとおり取締役の指名手続き及び指名基準を定めており、指名報酬委員会において取締役候補者全員は、資格要件を満たしていることを確認しております。また、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

なお、本議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役7名の構成は、社内取締役3名、社外取締役は4名（うち独立役員4名）となり、男性取締役6名、女性取締役1名となります。

取締役候補者 指名基準

1. 指名の手続き

当社は独立社外取締役4名と代表取締役1名で構成される指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会において、下記の選任基準及び独立性判断基準に基づき、取締役候補者を審議した後、監査等委員会の同意を得て取締役会で決定し、選出する仕組みを構築しております。

2. 社内取締役の選任基準

- (1) 当社の歴史・風土・文化を理解し、信和イズムを踏襲する優れたビジネス感覚・経営判断能力を有する者
- (2) 当社グループの業務に関する専門知識を有し、先見性、構想力、決断力、求心力、指導力に優れている者
- (3) 取締役としてふさわしい人間性と倫理観を有する者
- (4) 社内取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がない者

3. 社外取締役の選任基準

- (1) 経営、経理・財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を上げている者
- (2) 取締役としてふさわしい人間性と倫理観を有する者
- (3) 社外取締役としての職務遂行にあたり、他の職務との兼務が適正であり支障とならない者
- (4) 社外取締役としての職務を遂行するにあたり、健康上の支障がない者

4. 社外取締役の独立性判断基準

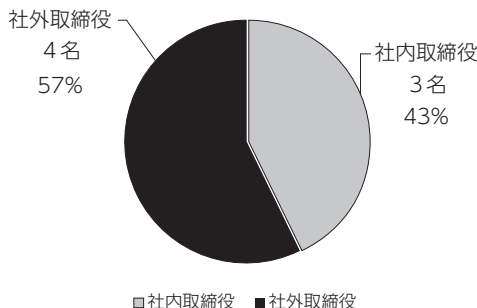
- (1) 当社取締役会が、当社における社外取締役が独立性を有すると認定するには、当該社外取締役が以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。(以下、独立性を有すると認定する社外取締役を「独立役員」という。)
 - ① 当社グループの業務執行を担当する者
 - ② 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - ③ 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
 - ④ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
 - ⑤ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
 - ⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家
 - ⑦ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - ⑧ 当社グループの業務執行者が現在または過去3年以内に他の会社において社外役員に就いているまたは就いていた場合における当該他の会社の業務執行者
 - ⑨ 下記に掲げる者の近親者
 - (a) 上記①から⑧までに掲げる者
 - (b) 当社グループの重要な業務執行者
 - (c) 過去3年間に於いて、上記(b)に該当していたもの
- (2) 前条に定める要件のほか、独立役員は、独立した社外取締役としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。
- (3) 独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないこととなった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

■選任後の取締役会の構成

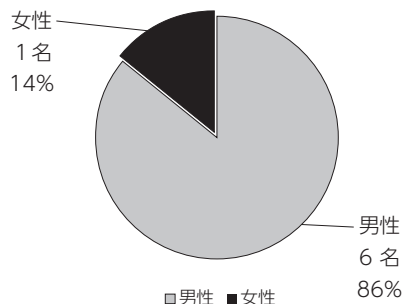
氏名	当社における地位	属性	第7期の取締役会への出席状況
山田 博	代表取締役社長	再任	100% (18回/18回)
則武 栗夫	取締役 副社長 執行役員 営業本部長	再任	100% (18回/18回)
平野 真一	常務取締役 執行役員 製造本部長	再任	100% (18回/18回)
芹澤 浩	社外取締役	再任・社外・独立	100% (14回/14回)
伊藤 佐英	社外取締役 (監査等委員)	再任・社外・独立	100% (18回/18回)
谷口 哲一	社外取締役 (監査等委員)	再任・社外・独立	100% (18回/18回)
阿知波 知子	社外取締役 (監査等委員)	再任・社外・独立・女性	100% (18回/18回)

- (注) 1. 取締役候補者の地位は、招集ご通知発送時のものです。
 2. 芹澤浩氏は、2020年6月26日開催の第6回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。
 3. 社外…社外取締役候補者 独立…東京証券取引所に届出予定の独立役員

《社外取締役の割合》



《女性取締役の割合》



取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1	やま だ 山 田	ひろし 博	所有する当社の株式数……………125,500株 (1952年9月28日生) (69,000)
------------	--------------------	-----------------	---

再 任

[略歴、地位及び担当]

1979年 8月 当社 入社
2003年 12月 当社 代表取締役社長（現任）
2007年 8月 信和サービス株式会社 取締役

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はございません。

取締役候補者とした理由

山田博氏は、略歴のとおり、2003年12月に代表取締役に就任し、当社グループの成長を牽引して事業のグローバル化及び経営改革を推し進めてきたほか、取締役会の議長を務め、建設的な議論を促す等、取締役会の機能強化に努めております。今後も引き続き、取締役として当社グループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者としていたしました。

候補者番号 2	のり たけ くり お 則 武 栗 夫	所有する当社の株式数……………63,800株 (1967年10月20日生) (34,600)
------------	------------------------------	---

再 任

[略歴、地位及び担当]

1990年 4月 株式会社ワキタ入社	2017年 8月 当社 常務取締役 執行役員 営業本部長
1993年 9月 光洋運輸株式会社入社	2019年 6月 当社 取締役 副社長 執行役員 営業本部長（現任）
1997年 7月 丸紅建設機械販売株式会社入社	2019年 11月 広東日信創富建築新材料有限公司 董事長（現任）
2007年 7月 当社 入社 営業部副部長兼大阪営業所長	
2010年 4月 当社 執行役員 営業本部長兼大阪支店長	
2014年 1月 信和サービス株式会社 取締役	

[重要な兼職の状況]

広東日信創富建築新材料有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

則武栗夫氏は、略歴のとおり、長年、当業界で営業の最前線で指揮を執っており、営業本部の責任者として豊富な経験と実績を有しております。今後も引き続き、取締役として当社グループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者としていたしました。

候補者番号
3

ひらのしんいち
平野真一

(1963年9月4日生)

所有する当社の株式数……………63,800株
(34,600)

再任

[略歴、地位及び担当]

1982年4月	シャープエンジニアリング株式会社 (現、シャープビジネスソリューション株式会社) 入社	2010年1月	上海索广映像有限公司 製造部統括部長
		2013年12月	当社 入社 製造本部副本部長
		2015年4月	当社 執行役員 製造本部長
1984年9月	ソニー瑞浪株式会社 (現、ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社) 入社	2018年6月	当社 取締役 執行役員 製造本部長
		2019年11月	広東日信創富建築新材料有限公司 董事 (現任)
2004年4月	同社 オペレーションサービス部 統括部長	2020年6月	当社 常務取締役 執行役員 製造本部長 (現任)

[重要な兼職の状況]

広東日信創富建築新材料有限公司 董事

取締役候補者とした理由

平野真一氏は、略歴のとおり、製造本部の責任者として豊富な経験と実績を有しております。今後も引き続き、取締役として当社グループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者といたしました。

候補者番号
4

せり ざわ ひろし
芹 澤 浩

(1951年12月26日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

再任

[略歴、地位及び担当]

社外

1975年 4月	阪和興業株式会社入社	2015年 4月	同社	取締役副社長執行役員	
2000年 4月	同社	鋼板販売部長	2017年 4月	同社	代表取締役副社長執行役員
2005年 6月	同社	取締役	2019年 6月	同社	顧問 (現任)
2010年 4月	同社	常務取締役	2020年 4月	当社	顧問
2012年 4月	同社	取締役専務執行役員	2020年 6月	当社	社外取締役 (現任)

独立

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はございません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

芹澤浩氏は、略歴のとおり、経営者として豊富な経験と当業界に対する幅広い知見を備えていることに加え、海外事業等の分野における業務経験を有しており、他社の取締役の経験などから取締役会の審議において適宜助言や提言を行っていただいております。また、企業経営に関する知識、経験を活かし、当社の企業成長に向けた経営に対する様々な助言や意見が期待されることから社外取締役候補者といたしました。なお、選任後も引き続き指名報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

また、当社の定める独立性判断基準（6頁ご参照）を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

1. 芹澤浩氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は芹澤浩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 芹澤浩氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は芹澤浩氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2021年3月31日現在のものです。
 3. 所有する当社の株式数（ ）内は、新株予約権であります。
 4. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2021年9月に同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	いとうさえい	
1	伊藤佐英	(1952年10月12日生) 所有する当社の株式数……………4,400株

再任	[略歴、地位及び担当]	
社外	1977年4月 日東製粉株式会社(現、日東富士製粉株式会社)入社	2016年8月 当社 監査役
独立	2013年6月 同社 監査役	2017年8月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はございません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤佐英氏は、略歴のとおり、企業経営における豊かな経験と高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行っていただいております。また、経営者としてガバナンス分野の豊富な経験と幅広い知識を有しており、業務執行の監督機能強化へ貢献及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから監査等委員である取締役候補者いたしました。なお、選任後も引き続き指名報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

また、当社の定める独立性判断基準(6頁ご参照)を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

- 伊藤佐英氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は伊藤佐英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 伊藤佐英氏の当社社外取締役(監査等委員)就任期間は本総会終結の時をもって3年10ヶ月となります。
- 当社は伊藤佐英氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

たに ぐち てつ いち
谷 口 哲 一

(1967年6月6日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

再任

[略歴、地位及び担当]

社外

1990年4月	警察庁入庁	2015年11月	株式会社コンヴァノ	社外監査役(現任)
2001年7月	内閣官房司法制度改革推進準備室参事官補佐	2017年8月	当社	社外取締役(監査等委員)(現任)
2001年12月	司法制度改革推進本部事務局参事官補佐	2020年3月	株式会社ダイレクトマーケティングミックス	社外取締役(現任)
2003年6月	弁護士登録 谷口法律事務所入所			
2011年6月	谷口法律事務所 代表弁護士(現任)			

独立

[重要な兼職の状況]

谷口法律事務所 代表弁護士
株式会社コンヴァノ 社外監査役
株式会社ダイレクトマーケティングミックス 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

谷口哲一氏は、略歴のとおり、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行っていただいております。また、客観的かつ法的見地からの監督とアドバイスにより当社取締役会の機能強化が期待されることから監査等委員である取締役候補者としていたしました。なお、選任後も引き続き指名報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

また、当社の定める独立性判断基準(6頁ご参照)を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

1. 谷口哲一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は谷口哲一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 谷口哲一氏の当社社外取締役(監査等委員)就任期間は本総会終結の時をもって3年10ヶ月となります。
4. 当社は谷口哲一氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号
3

あちわともこ
阿知波知子

(1984年8月25日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

再任	[略歴、地位及び担当]	
社外	2007年12月 有限責任あずさ監査法人入所	2019年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)
独立	2015年6月 阿知波会計事務所入所	
女性	2015年11月 あちわ社会保険労務士事務所 代表(現任)	
	2017年3月 あちわ行政書士事務所 代表(現任)	

[重要な兼職の状況]

あちわ社会保険労務士事務所 代表
あちわ行政書士事務所 代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

阿知波知子氏は、略歴のとおり、公認会計士・税理士・社会保険労務士・行政書士等として財務・会計等に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を適切に果たしております。また、財務・会計分野及び人事分野における知見をもとに、また、ダイバーシティ推進の観点から、当社の経営全般に対する監督及び当社取締役会の機能強化が期待されることから、監査等委員である取締役候補者いたしました。なお、選任後も引き続き指名報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

また、当社の定める独立性判断基準(6頁ご参照)を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけたと考えております。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

1. 阿知波知子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は阿知波知子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 阿知波知子氏の当社社外取締役(監査等委員)就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は阿知波知子氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2021年3月31日現在のものです。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2021年9月に同内容での更新を予定しております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、社会経済活動全般が著しく停滞したことから、極めて厳しい状況でありました。足元の景気動向には持ち直しの動きもみられるものの、雇用情勢や個人消費などは引き続き弱い動きを示しており、今後も国内外の感染症の動向による下振れリスクの高まりに対し、予断を許さない状況が継続しております。

当社製品の主な供給先である建設業界におきましては、国土交通省「建設総合統計」によると、2020年4月から2021年2月の建設投資総額は47.6兆円（前年同期比1.6%減）と、前年を下回る推移となっております。

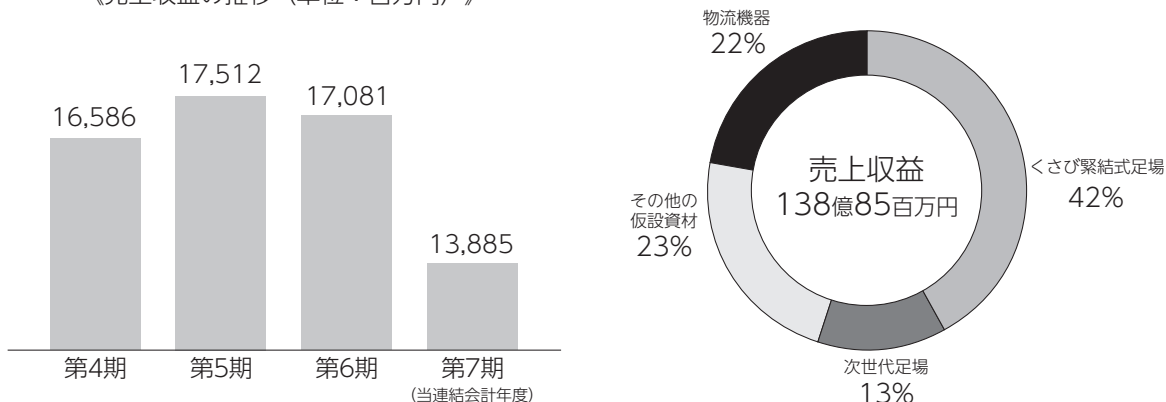
このような経営環境の中、当社グループは、社員及び取引先の健康を最優先としつつ業務効率の向上を図るべく、全拠点にて在宅勤務の推進、Web会議の利用促進など、感染症の拡大防止と効率的な事業運営に努めてまいりました。また、2019年11月に新設いたしました中国の製造子会社『広東日信創富建築新材料有限公司』においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け立ち上げが遅れたものの、2020年6月より製造・販売を開始いたしました。

利益面におきましては、コロナ禍の状況にあっても、安全措置資材など高付加価値製品の需要は高く、これら製品の製造・供給への注力など、収益性の改善に取り組みました。コスト面におきましては、役員報酬等の減額やその他の固定費の削減を行うとともに、新規投資案件の見直し等、あらゆる手段を通じたコスト削減、支出抑制に取り組みました。これらの結果、当連結会計年度の売上総利益率は26.1%（前期比0.8ポイント改善）、営業利益率は13.3%（前期比0.4ポイント改善）となりました。

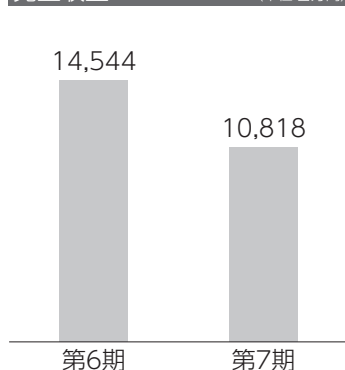
以上の結果、当連結会計年度における売上収益は13,885百万円（前期比18.7%減）、営業利益は1,853百万円（前期比16.2%減）、税引前利益は1,784百万円（前期比16.6%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,231百万円（前期比16.0%減）となりました。

なお、当社グループは仮設資材及び物流機器の製造・販売事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、事業部門別の業績は、次のとおりであります。

《売上収益の推移（単位：百万円）》



売上収益 (単位:百万円)



①仮設資材部門

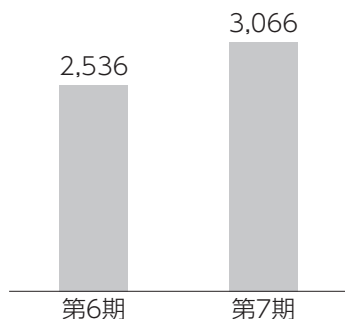
仮設資材部門は、主に戸建住宅などの低層から中層をターゲットにした「くさび緊結式足場」と、中層から高層の大型施設や公共工事をターゲットにした「次世代足場」の2つの製品群を展開しております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言発令の影響などによる建築工事の中断・延期、並びに、新規建設投資案件の延期等の影響を受け、仮設資材全体の需要は落ち込みました。一方、工事現場の安全性向上を目的とした安全措置資材の需要は引き続き高く、これらの供給に注力することで、売上収益を下支えいたしました。

これらの結果、仮設資材部門の売上収益は10,818百万円（前期比25.6%減）となりました。

売上収益

(単位:百万円)



②物流機器部門

物流機器部門は、建設業界のみならず、自動車や物流倉庫など幅広い産業に向けて、オーダーメイドによる「運ぶ・収納する」ソリューションを提供しております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が主に海外との物流減少の影響を与え、一部分野では需要の落ち込みがみられましたが、自動車産業や半導体産業など、企業活動の持ち直しがみられたことや、物流倉庫分野でも新規案件が獲得できたことなどにより、堅調に推移いたしました。

これらの結果、物流機器部門の売上収益は3,066百万円(前期比20.9%増)となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当社グループは、当連結会計年度中において、当社土倉工場等で使用する生産設備や治具・金型、顧客貸出に使用するレンタル資産及び情報システムの更新等に228百万円の設備投資を行いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移
IFRS

	第4期	第5期	第6期	第7期 (当連結会計年度)
	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上収益(千円)	16,586,046	17,512,217	17,081,549	13,885,758
営業利益(千円)	2,306,882	1,963,946	2,210,144	1,853,029
親会社の所有者に帰属 する当期利益(千円)	1,459,774	1,331,456	1,467,274	1,231,806
基本的1株当たり 当期利益(円)	105.87	96.44	104.85	87.42
資産合計(千円)	21,084,913	21,172,457	21,620,530	22,236,842
資本合計(千円)	11,968,824	12,859,007	13,788,051	14,443,121

(注) 当社は2018年1月13日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行いました。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しています。

(5) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社グループは下記の課題に取り組んでまいります。

①当社グループ全社員の活力の創出

当社グループは、経営理念 (Our Mission) として『私たちは、社員のやる気を応援し、「夢と未来」の実現を支えます。』を掲げております。また、当社グループが持続的な成長を果たすためには、社員が夢を描き、その実現に向かって、持てる力を存分に発揮できることが重要だと考えております。

その実現のために、当社グループは社員の働き甲斐を高め、社員の活力の創出に資するよう、人事評価の透明性を図り、成果や情報の共有を図るインフラの整備を行うとともに、業務の効率化やコミュニケーションの活性化を推進するIT投資、ブランディングを通じた意識・意欲の高揚など、多様な人材が能力を最大限に発揮できる職場環境の整備などを推進してまいります。

②優秀な人材の確保と育成

当社グループが持続的な成長を果たすためには、優秀な人材を確保し育成することが不可欠であると考えております。

当社グループでは、積極的な採用活動を一層推し進め、製品開発力の強化や営業力の強化、内部管理体制の強化等に資する優秀な人材を確保してまいります。

また、成長を促す仕組みづくりに取り組み、社内外の研修体制の整備、人材管理体制の構築、外部ノウハウの活用等を推進してまいります。

③コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、コンプライアンスの方針・体制・運営方法を定め、企業の社会的責任を深く自覚するとともに日常の業務遂行において関係諸法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することが、継続的な企業価値の向上につながると考えております。

全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

また、子会社においても管理体制を強化し、当社グループ全体でのガバナンスの強化を推進してまいります。

④製品品質の更なる向上

当社製品が顧客に選ばれ続けるための基盤は、製品品質の維持・向上にあるものと考えております。

製造人員、製造設備、製造方法等の変更時などの変化点における特に重点的な品質確認を実施するほか、過去に発生した品質問題を毎日のミーティング時に振り返り、対応策の継続確認や更なる対策の検討を行うことで、同じ問題を繰り返さない体制をさらに強化してまいります。

また、製品自体の品質確認のみならず、製造設備の造り込みやメンテナンスの定期化等の確認、検出された不具合の速やかな情報展開・情報共有を通じ、品質に問題のある個体を造らせない活動も行っております。

⑤コストダウンの推進

当社グループの製造・調達部門においては、従来からの手法をそのまま踏襲し続けるのではなく、常に改善点を模索し、コストダウンを実践しております。

その範囲は、工程短縮だけにとどまらず、設備のランニングコスト、検査コストなど幅広い視点から、様々なコストダウン活動の積み重ねにより大きな効果を目指すものであります。材料調達においても、歩留まり向上を意図した適切なサイズの材料発注や複数社購買の推進などに注力することで、仕入れコスト低減に努めてまいります。

これらの活動は定期的にレビューし、取り組みの効果や方向性などを確認しつつ、コストダウンに対する不変的な姿勢としての定着を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成されており、主として次の事業を行っております。

①くさび緊結式足場資材及び一般仮設資材の開発・製造・販売・リース・レンタル並びにくさび緊結式足場の架け出し工事の設計・施工・請負

②物流機器の開発・製造・販売

(7) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

①当社

営業所：東京支店 東京都千代田区
大阪支店 大阪府吹田市
福岡支店 福岡県糟屋郡宇美町
長崎支店 長崎県諫早市
名古屋オフィス 愛知県名古屋市
幸手事務所 埼玉県幸手市

レンタルヤード：土倉機材センター 岐阜県海津市
杉戸機材センター 埼玉県北葛飾郡杉戸町
横浜機材センター 神奈川県横浜市
関西機材センター 大阪府池田市
熊本機材センター 熊本県熊本市

工場：土倉工場 岐阜県海津市

②子会社

広東日信創富建築新材料有限公司
本社・生産拠点：中華人民共和国、広東省佛山市

<拠点分布>



(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
148名	13名減

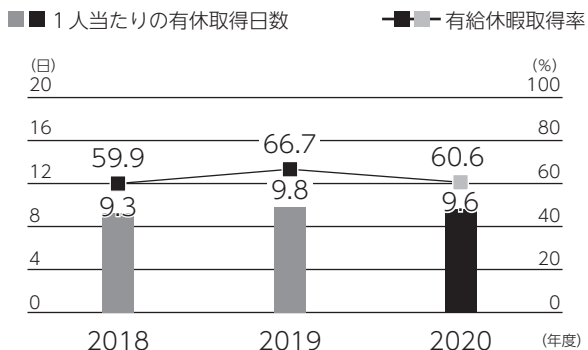
(注) 従業員数は就業人員 (当社グループ外への出向者を除き、当社グループへの出向者を含む) であり、契約社員、嘱託社員及びパート社員を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147名	14名減	40.8歳	8.4年

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、契約社員、嘱託社員及びパート社員は当事業年度の平均27名を含んでおりません。

有休取得の推移



平均年齢 (正社員) 40.8歳

平均勤続年数 (正社員) 8.4年

管理職に占める女性の割合 (正社員) 4.4%

従業員に占める女性の割合 (正社員) 25.8%

(9) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
広東日信創富建築新材料有限公司	6,250,000 人民元	51%	建設用仮設資材の輸入・製造・販売

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,190百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	756百万円
株 式 会 社 新 生 銀 行	672百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	588百万円
株 式 会 社 十 六 銀 行	420百万円

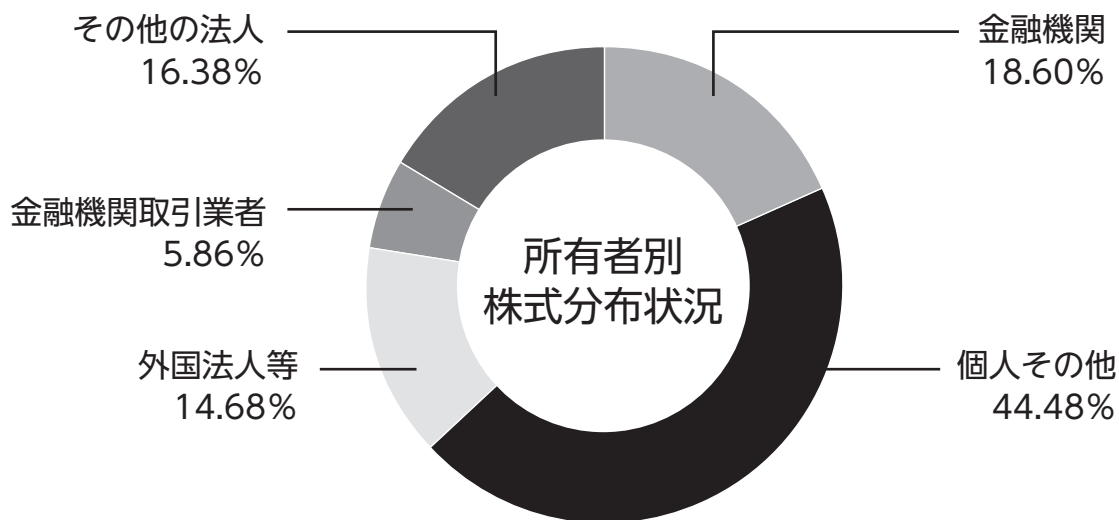
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 55,153,600株
(2) 発行済株式の総数 14,103,000株
(3) 株 主 数 11,952名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,021,900株	7.2%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	925,300株	6.5%
ア ル イ ン コ 株 式 会 社	689,400株	4.8%
阪 和 興 業 株 式 会 社	689,400株	4.8%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	626,375株	4.4%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	312,025株	2.2%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	285,967株	2.0%
R E F U N D 1 0 7 - C L I E N T A C	279,600株	1.9%
ク レ デ ィ ・ ス イ ス 証 券 株 式 会 社	175,562株	1.2%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	144,400株	1.0%

(5) 株式分布状況

区 分	株式の状況（1単元の株式数100株）						単元未満株式の状況
	金融機関	金融機関取引業者	その他の法人	外国法人等	個人その他	計	
株主数（名）	15	29	131	77	11,293	11,545	—
所有株式数（単元）	26,232	8,256	23,087	20,700	62,699	140,974	5,600株
割合（%）	18.60	5.86	16.38	14.68	44.48	100.00	—



3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が所有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容と概要

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数	6,910個
保有人数 当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	3名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式138,200株（注）3.
新株予約権の行使時の払込金額	1個につき10,000円（注）3.
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1株につき500円（注）3.
新株予約権の行使期間	2016年4月30日から2023年4月11日まで
新株予約権の行使条件	（注）1.
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2.

（注）1.（新株予約権の行使条件）

- （1）本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- （2）一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。
- （3）本新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又はこれらに準じる地位若しくは従業員（契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。）の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- （4）本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
 - ①本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
 - ②本新株予約権者が、当社の就業規則第55条各号に規定する事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合

- ③本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
- (5) 本新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ①当社株式の上場に関する制限
- a 当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日（同日を含まない。）までの間は、本新株予約権を行使することができない。
- b 当該上場日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。
- c 当該上場日の1年後の応当日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の2/3に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。
- d 当該上場日の2年後の応当日以降は、割当てを受けた本新株予約権の全てを行使することができる。
- 但し、当該上場日以降であって、本新株予約権の行使期間が残り1年未満である場合には、本新株予約権者は、前記a乃至dにかかわらず、その保有する新株予約権の全てを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正又は廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正し又は廃止することができるものとする。
- ②当社のEBITDAに関する制限
- a 当社の2018年3月期の計算書類が当社株主総会で決議されるまでは、本新株予約権を行使することはできない。
- b 当社の2018年3月期のEBITDAが15億円を上回った場合には、本新株予約権者は、2018年3月期の計算書類が株主総会で承認された日以後、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる（疑義を避けるために規定すると、当社の2018年3月期のEBITDAが15億円以下であった場合には、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数の本新株予約権は失効する。以下も同様である。）。

- c 当社の2019年3月期のEBITDAが15億円を上回った場合には、本新株予約権者は、2019年3月期の計算書類が株主総会で承認された日以後、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数以下の本新株予約権に限り（但し、bで行使可能となった又は失効した新株予約権を除く）、本新株予約権を行使することができる（疑義を避けるために規定すると、b及びcの条件を共に満たした場合には、割当てを受けた本新株予約権の2/3に相当する数以下の本新株予約権を行使することができることになる。以下も同様である。）。
- d 当社の2020年3月期のEBITDAが15億円を上回った場合には、本新株予約権者は、2020年3月期の計算書類が株主総会で承認された日以後、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数以下の本新株予約権に限り（但し、b及びcで行使可能となった又は失効した新株予約権を除く）、本新株予約権を行使することができる。
- e 上記で「EBITDA」とは、当社の各期終了後に株主総会で承認される連結損益計算書における、営業利益、減価償却費、のれん償却費及び長期前払費用償却費の数値を合計した金額とする。
- (6) (5)の規定にかかわらず、本新株予約権者は、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P. (以下併せて「本組合」という。)がある時点において保有する当社株式の全てを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合（当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡又は処分がなされる場合を含む。以下「本エグジット」という。）であって、本組合から請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間（但し、本エグジットの実行日までに限る。）は、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(注) 2. (新株予約権の譲渡に関する事項)

譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。

- (注) 3. 2018年1月13日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」が調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 博	
取締役副社長	則 武 栗 夫	執行役員 営業本部長 広東日信創富建築新材料有限公司 董事長
常務取締役	平 野 真 一	執行役員 製造本部長 広東日信創富建築新材料有限公司 董事
取 締 役	芹 澤 浩	
取 締 役 (監査等委員)	伊 藤 佐 英	
取 締 役 (監査等委員)	谷 口 哲 一	谷口法律事務所 代表弁護士 株式会社コンヴァノ 社外監査役 株式会社ダイレクトマーケティングミックス 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	阿知波 知 子	あちわ社会保険労務士事務所 代表 あちわ行政書士事務所 代表

- (注) 1. 監査等委員である取締役 谷口哲一氏は弁護士、阿知波知子氏は公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役芹澤浩氏、伊藤佐英氏、谷口哲一氏及び阿知波知子氏は、社外取締役であります。
3. 当社は芹澤浩氏、伊藤佐英氏、谷口哲一氏及び阿知波知子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会の補助機関（監査等委員会室等）が情報収集を行っているため、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の全員は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 事業年度中に就任した取締役

2020年6月26日開催の第6回定時株主総会において芹澤浩氏は新たに監査等委員でない取締役を選任され、同日付で就任いたしました。

(3) 事業年度中に退任した取締役

2020年6月26日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって、水谷謙作氏は監査等委員でない取締役を任期満了により退任いたしました。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i) 当該方針の決定方法

当社は当該方針を決定するに当たり、任意に設置した指名報酬委員会の答申を得て、取締役会において決定しております。

ii) 役員報酬に対する基本的な考え方

当社は当社の取締役の報酬制度を「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、中長期的グループ企業価値の継続的向上と持続的成長の実現のために、適切なリスクテイクを行うための仕組み」と位置付け、以下の点に基づき、構築・運用するものとしております。

- ◇ 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬制度とする。
- ◇ 持続的かつ中長期的な企業価値の向上を動機づけるため、中長期的な企業価値と連動する報酬制度とする。
- ◇ 株主からの負託に応えるとともに、信和イズムの継承と経営理念を実現できる優秀な人材を登用し、リテンションできる報酬制度とする。

iii) 報酬水準

役員報酬の水準については、外部調査機関による客観的な役員報酬調査データに基づき、上場企業の中央値、同業（製造業・金属）、同規模（時価総額、事業規模等）、他業種の役員報酬水準と毎年比較検証を行い決定します。

iv) 報酬構成

(1) 社内取締役

①構成内容

報酬構成は、次のとおりとします。

- 1) 役位に応じた「基本報酬」（金銭報酬）を支給するものとします。
- 2) 短期の企業価値向上を動機づけるインセンティブとして、事業年度ごとの業績達成率等に連動する「業績連動報酬」（金銭報酬）を支給するものとします。
- 3) 株主と価値を共有し、中長期の企業価値向上を動機づけるインセンティブとして「株式関連報酬」を支給するものとします。

②報酬構成の割合

構成割合は、下記の基準に基づき指名報酬委員会で審議します。

- 1) 基本報酬と業績連動報酬の割合は、6：4とします。
- 2) 業績連動報酬のうち、金銭報酬と株式関連報酬の割合は、6：4とします。

③業績連動報酬の算出基準

業績連動報酬の算出は、下記の基準に基づき指名報酬委員会で審議します。

- 1) 【短期インセンティブ報酬】 = 【業績連動報酬（金銭報酬）】

= 【基本報酬】 × 【短期業績連動金銭報酬割合】 × 【業績目標達成率】

※ 業績目標達成率は、単年度の営業利益（連結IFRS基準）の達成率とします。

(2) 社外取締役

①構成内容

報酬構成は、次のとおりとします。

1) 役位に応じた「基本報酬」(金銭報酬)のみとします。

2) インセンティブ報酬となる「業績連動報酬」や「株式関連報酬」は支給しないものとします。

②報酬構成の割合

社外取締役の報酬は、基本報酬のみとし、業績と連動したインセンティブ報酬は設けておりません。

- v) 当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針に基づき多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2017年8月29日開催の臨時株主総会決議において年額200百万円以内(うち、社外取締役分は20百万円以内とし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。また、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年8月29日開催の臨時株主総会決議において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は4名)です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

i) 指名報酬委員会

当社においては、取締役の報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保すること等を目的として、独立社外取締役4名と代表取締役1名で構成する指名報酬委員会を設置し、取締役の個人別の報酬を審議しております。

ii) 報酬の決定方法

取締役の報酬額は、指名報酬委員会において、職位別の基準報酬額に基づき、各取締役の役割、貢献度、当社グループ業績の評価及び業績目標達成度の審議を行い、その結果を取締役会に対して答申します。取締役会は当該答申に基づき最終的に決定します。なお、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会において決定します。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の額 (千円)	報酬などの種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	90,334 (4,050)	73,825 (4,050)	6,642 (-)	9,865 (-)	5 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	11,850 (11,850)	11,850 (11,850)	- (-)	- (-)	3 (3)

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く) 1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬の額は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度において費用計上した金額 (会計上の見積条件をもとに費用化した金額を含みます。) でありますので、当事業年度における実際の支給額とは異なります。
3. 業績連動報酬の算出の基礎として選定した業績指標は、単年度の営業利益 (連結IFRS基準) としております。また、当該業績指標を選定した理由は、経営の成果を表す指標として客観性があり、投資家その他の利害関係者からも理解を得られやすい指標と判断したためであります。
4. 当事業年度を含む営業利益 (選定した業績指標) の推移は、1. (4) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。
5. 当事業年度末現在の取締役 (監査等委員を除く) は5名 (うち社外取締役2名) であります。
6. 当事業年度末現在の取締役 (監査等委員) は3名 (うち社外取締役3名) であります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由はあります。

当該保険契約には免責額が設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としません。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（2021年3月31日現在）

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役 (監査等委員)	谷口哲一	谷口法律事務所 株式会社コンヴァノ 株式会社ダイレクトマーケティングミックス	代表弁護士 社外監査役 社外取締役
取締役 (監査等委員)	阿知波知子	あちわ社会保険労務士事務所 あちわ行政書士事務所	代表 表

(注) 当社は上記の法人等との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	芹澤浩	主に上場会社の取締役を歴任した豊富な経験に基づく見地及び独立した客観的立場から、取締役会等の場において、審議に積極的に参画すると共に、経営全体を俯瞰し、本質的な課題やリスクを把握したうえでの助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。また、指名報酬委員として審議に参画しております。
取締役会 指名報酬委員会	14回／14回 (100%) 3回／3回 (100%)	
取締役 (監査等委員)	伊藤佐英	主に上場会社の監査役を歴任した豊富な経験に基づく見地及び独立した客観的立場から、取締役会等の場において、審議に積極的に参画すると共に、意思決定の適正性を確保するため必要な発言を行っております。また、指名報酬委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たしております。さらに、監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化に推進するほか、会計監査人と定期的な会合や当社の内部監査部門との連携によりコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた重要な役割を担っております。
取締役会 監査等委員会 指名報酬委員会	18回／18回 (100%) 12回／12回 (100%) 5回／5回 (100%)	

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	谷口 哲一	主に弁護士としての豊富な経験に基づく見地及び独立した客観的立場から、取締役会等の場において経営上・事業上のリスク等に関する事項について指摘や提言をするなど、意思決定の適正性を確保するため必要な発言を行っております。また、監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化に推進するほか、指名報酬委員として審議に参画しております。
取締役会	18回／18回 (100%)	
監査等委員会	12回／12回 (100%)	主に公認会計士としての豊富な経験に基づく見地及び独立した客観的立場から、取締役会等の場において当社が抱える主として財務上のリスクへの対応について指摘をするなど、意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。また、監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化に推進するほか、指名報酬委員として審議に参画しております。
指名報酬委員会	5回／5回 (100%)	
取締役 (監査等委員)	阿知波 知子	主に公認会計士としての豊富な経験に基づく見地及び独立した客観的立場から、取締役会等の場において当社が抱える主として財務上のリスクへの対応について指摘をするなど、意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。また、監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化に推進するほか、指名報酬委員として審議に参画しております。
取締役会	18回／18回 (100%)	
監査等委員会	12回／12回 (100%)	主に公認会計士としての豊富な経験に基づく見地及び独立した客観的立場から、取締役会等の場において当社が抱える主として財務上のリスクへの対応について指摘をするなど、意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。また、監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化に推進するほか、指名報酬委員として審議に参画しております。
指名報酬委員会	5回／5回 (100%)	

(注) 芹澤浩氏は、2020年6月26日開催の第6回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしましたので、同日以降に開催した取締役会・指名報酬委員会への出席状況を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- | | |
|--|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 28百万円 |
| ②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等 | 7百万円 |
| ③当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35百万円 |
- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (3) 非監査業務の内容
当社は会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、デューデリジェンス調査対応業務についての対価を支払っております。
- (4) 子会社の監査に関する事項
当社の子会社である広東日信創富建築新材料有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
- (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- (6) 責任限定契約の内容の概要
当社は2015年6月29日開催の定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。
当該定款に基づき当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、980万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、株主の皆様に対する利益還元を経営上重要な課題の1つとして位置付けております。

①基本方針

当社は将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を行うことを基本方針とし配当性向40%以上を目標に実施してまいります。

②配当回数と決定機関

当社の剰余金の配当は年1回の期末配当を基本方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨、定款で定めております。また、状況により会社法第454条第5項の規定に定める中間配当を行えることを定款に定めており、この中間配当の決定機関は取締役会であります。

③内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、一層の事業拡大を目指すための設備投資や人材育成など、有効な投資資金として活用し、企業価値の向上に努める考えであります。

当期につきましては、2021年5月13日開催の取締役会において、剰余金の処分に関する決議をし、当期の期末配当金につきましては、1株当たり35円とさせていただきました。その結果、配当性向は40.0%となっております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	4,738,197	営業債務及びその他の債務	803,637
営業債権及びその他の債権	3,006,431	借 入 金	581,206
棚 卸 資 産	1,483,489	未 払 法 人 所 得 税	593,931
その他の流動資産	62,739	その他の金融負債	92,854
流 動 資 産 合 計	9,290,857	その他の流動負債	357,363
		流 動 負 債 合 計	2,428,993
非 流 動 資 産		非 流 動 負 債	
有形固定資産	2,054,202	借 入 金	4,717,504
使用権資産	380,906	引 当 金	45,518
の れ ん	9,221,769	その他の金融負債	293,969
無形資産	1,237,608	繰延税金負債	303,835
その他の金融資産	41,194	その他の非流動負債	3,900
その他の非流動資産	10,303	非 流 動 負 債 合 計	5,364,727
非 流 動 資 産 合 計	12,945,985	負 債 合 計	7,793,721
		(資本の部)	
		資 本 金	153,576
		資 本 剰 余 金	6,969,569
		利 益 剰 余 金	7,252,148
		その他の資本の構成要素	4,010
		親会社の所有者に帰属する持分合計	14,379,305
		非 支 配 持 分	63,816
		資 本 合 計	14,443,121
資 産 合 計	22,236,842	負 債 ・ 資 本 合 計	22,236,842

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	13,885,758
売 上 原 価	△10,263,817
売 上 総 利 益	3,621,941
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△1,809,707
そ の 他 の 収 益	70,928
そ の 他 の 費 用	△30,132
営 業 利 益	1,853,029
金 融 収 益	575
金 融 費 用	△69,462
税 引 前 利 益	1,784,142
法 人 所 得 税 費 用	△541,238
当 期 利 益	1,242,903
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	1,231,806
非 支 配 持 分	11,097
当 期 利 益	1,242,903

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金
2020年4月1日残高	150,125	6,951,814	6,640,266
当期利益	—	—	1,231,806
その他の包括利益	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	1,231,806
新株の発行(新株予約権の行使)	3,451	3,445	—
配当金	—	—	△619,924
株式報酬取引	—	14,308	—
所有者との取引額等合計	3,451	17,754	△619,924
2021年3月31日残高	153,576	6,969,569	7,252,148

	その他の資本の構成要素		親会社の 所有者に帰属 する持分合計	非支配持分	資本合計
	在外営業 活動体の 外貨換算差額	その他の 資本の構成 要素合計			
2020年4月1日残高	△1,534	△1,534	13,740,672	47,378	13,788,051
当期利益	—	—	1,231,806	11,097	1,242,903
その他の包括利益	5,544	5,544	5,544	5,340	10,885
当期包括利益合計	5,544	5,544	1,237,351	16,437	1,253,788
新株の発行(新株予約権の行使)	—	—	6,897	—	6,897
配当金	—	—	△619,924	—	△619,924
株式報酬取引	—	—	14,308	—	14,308
所有者との取引額等合計	—	—	△598,718	—	△598,718
2021年3月31日残高	4,010	4,010	14,379,305	63,816	14,443,121

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,050,011	流動負債	2,221,091
現金及び預金	4,563,149	買掛金	603,104
受取手形	317,827	1年内返済予定の長期借入金	500,000
電子記録債権	153,269	リース負債	9,014
商品及び製品	2,492,689	未払費用	103,338
仕掛品	837,552	未払法人税等	55,462
材料及び貯蔵品	228,382	未償還の引当	593,931
原材料及び貯蔵品	379,411		70,895
前払費用	27,054		285,344
未収金	33,691	固定負債	4,984,101
倒引当金	26,006	長期借入金	4,750,000
	△9,023	リース負債	21,115
固定資産	9,302,758	資産除却負債	39,744
有形固定資産	1,501,541	繰延税の負債	169,342
建物	333,959		3,900
構築物	36,424	負債合計	7,205,193
機械及び装置	145,738	(純資産の部)	
車両運搬具	8,768	株主資本	11,147,531
工具、器具及び備品	27,165	資本金	153,576
土地	886,090	資本剰余金	6,836,326
一ス資産	26,192	資本準備金	53,576
建設仮勘定	37,201	その他資本剰余金	6,782,750
無形固定資産	7,252,889	利益剰余金	4,157,627
のれん	6,384,301	利益準備金	25,000
商標	830,925	その他利益剰余金	4,132,627
ソフトウエア	37,527	繰越利益剰余金	4,132,627
その他資産	135	新株予約権	44
投資その他の資産	548,327		
関係会社出資権等	50,337	純資産合計	11,147,575
破産更生債権	21,253	負債・純資産合計	18,352,769
長期前払費用	459,881		
長期未収金	20,154		
その他	44,855		
倒引当金	△48,155		
資産合計	18,352,769		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,678,038
売上原価		10,072,873
売上総利益		3,605,164
販売費及び一般管理費		2,306,074
営業利益		1,299,089
営業外収益		
受取利息及び配当金	52	
仕入割引	6,795	
受取助成金	51,240	
その他の	20,604	78,693
営業外費用		
支払利息	35,895	
支払手数料	30,221	
その他の	6,998	73,115
経常利益		1,304,667
特別利益		
固定資産売却益	115	
その他の	2	118
特別損失		
固定資産処分損	4,644	4,644
税引前当期純利益		1,300,140
法人税、住民税及び事業税	560,759	
法人税等調整額	△19,054	541,704
当期純利益		758,436

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2020年4月1日残高	150,125	50,125	6,782,750	6,832,875	25,000	3,994,116	4,019,116
当期変動額							
剰余金の配当						△619,924	△619,924
当期純利益						758,436	758,436
新株の発行（新株予約権 の行使）	3,451	3,451		3,451			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	3,451	3,451	－	3,451	－	138,511	138,511
2021年3月31日残高	153,576	53,576	6,782,750	6,836,326	25,000	4,132,627	4,157,627

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	株主資本合計			
2020年4月1日残高	11,002,116		50	11,002,166
当期変動額				
剰余金の配当	△619,924			△619,924
当期純利益	758,436			758,436
新株の発行（新株予約権 の行使）	6,903			6,903
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△5	△5
当期変動額合計	145,414		△5	145,409
2021年3月31日残高	11,147,531		44	11,147,575

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

信和株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 時々輪 彰 久	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥 谷 浩 之	Ⓢ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信和株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、信和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

信和株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 時々輪 彰 久	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥 谷 浩 之	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信和株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第339条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

信和株式会社 監査等委員会

監査等委員 伊藤 佐英 ㊞

監査等委員 谷口 哲一 ㊞

監査等委員 阿知波知子 ㊞

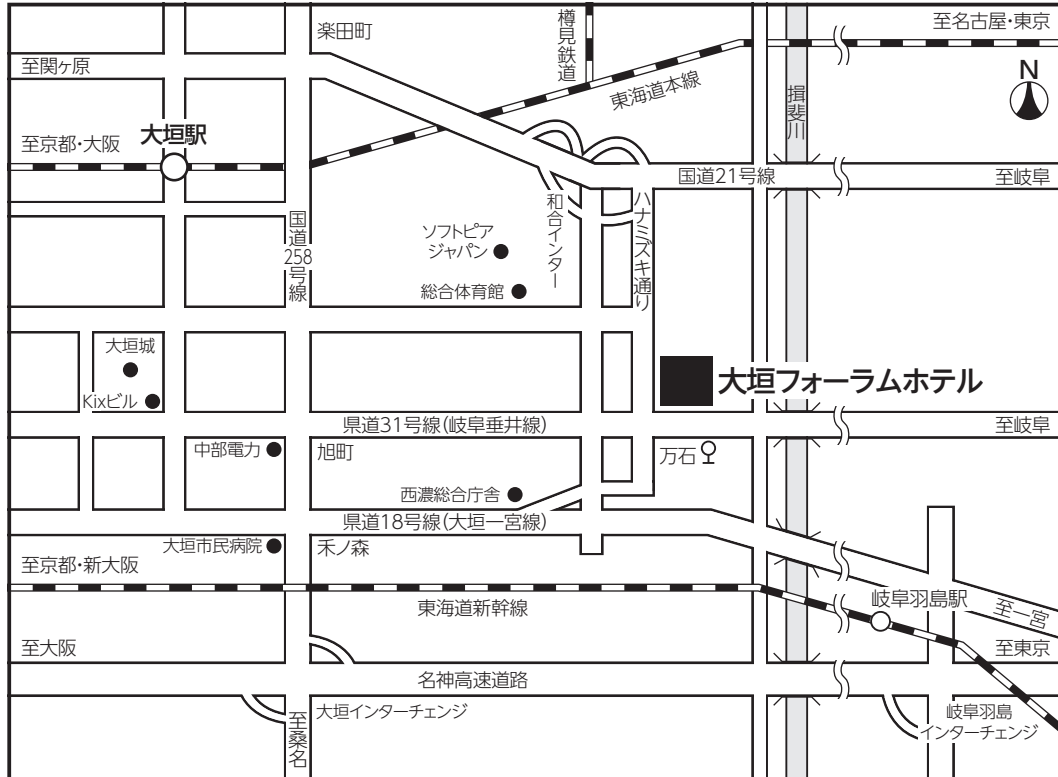
(注) 監査等委員伊藤佐英、谷口哲一及び阿知波知子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

開催場所 岐阜県大垣市万石二丁目31番地
大垣フォーラムホテル 2階 旭光の間
電話 0584 (81) 4171



【交通機関のご案内】

送迎バスをご利用の方

- ・当日は、JR東海道本線「大垣駅」南口より午前9時20分、9時30分に出発予定の送迎バスを用意しておりますので、ご利用ください。

お車の方

- ・お車でのご越しの方は、当会場（大垣フォーラムホテル）の駐車場をご利用ください。
JR東海道本線「大垣駅」より車で約10分
JR東海道新幹線「岐阜羽島駅」より車で約20分
名神高速道路「大垣I.C.」より車で約20分
名神高速道路「岐阜羽島I.C.」より車で約15分

